

令和4年度5月分

企画・財政関係

件名	収税課より送付のあった催告書について
内容	<p>【経緯】</p> <p>本日（2022-5-17）、収税課からの催告書を郵送にて受領しましたが、2022-4-22 に郵便局にて既に納付済みのものと同様のものであったため、収税課に電話にて苦情をいれました。</p> <p>【収税課の回答】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この催告書は、4月12日時点の情報に基づいて作成しているので、それ以降に納付したものは消込み処理がなされていません 2. 国保側から送付した納付書については承知していません <p>【抗議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 4月に受け取った納付書も、今回の催告書も、時期的に同じ情報に基づいているものと推察するが、なぜこのようなことが国保と収税の両部門で重複して、しかもバラバラ行われるのか理解に苦しみます。 2. 納付後3週間以上も経過しているのに、なぜ納付消込みが為されていないのか、住民に催告する前に、納付済みか否かを担当課や、取り纏め銀行に電話するなり確認し、慎重を期した上で行うのが常識と思います。 （4月12日から催告書発送までの間に、既に納付済みであることは十分に予想できるのに、それをしない理由は何かあるのでしょうか。） 3. 上記2. は明らかに消込みシステムの欠陥だと思います。至急改善をお願いします。 4. もしこれで、2重払いとなった場合はどう対処しますか、またはできますか？市役所に対する不信感でいっぱいです。
回答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>この度は、令和3年度国民健康保険税について、既に納付をいただいていたにもかかわらず、催告書を送付してしまい大変申し訳ございませんでした。</p> <p>今回の誤りは、国民健康保険税の賦課を担当する保険年金課と、徴収を担当する収税課との連携不足から発生したもので、今後、このようなことがないよう管理・監督者を注意・指導してまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。</p>